

全国健康保険協会千葉支部 第90回評議会
(平成29年6月20日開催)

平成28年度 千葉支部事業計画について

◆平成 28 年度 千葉支部事業計画

項目	実施内容等
1. 保険運営の企画	<p>(1) 保険者機能の発揮による総合的な取組の推進</p> <p>「保険者機能強化アクションプラン(第3期)」に基づき、今後、保険者として実現すべき目標「医療等の質や効率性の向上」、「加入者の健康度を高めること」、「医療費等の適正化」それぞれの目指す姿に向けて、加入者及び事業主に対してあるいは千葉県内の医療提供体制に対して、千葉支部から直接的に働きかけを行う業務を更に強化する。</p> <p>具体的には、以下の取組みについて確実に実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ データヘルス計画の実施 ・ 事業所における健康づくりを通じた健康増進 ・ 地域医療構想調整会議への参画 ・ 医療に関する情報の収集と分析 ・ 医療に関する情報の加入者への提供 ・ 県・市町村など関係方面への積極的な発言 ・ 他の保険者・関係機関との連携や共同事業の実施 ・ ジェネリック医薬品の使用促進 ・ データ分析による効果的な保健事業の実施 ・ 禁煙事業の推進 等 <p>(2) 千葉支部評議会の一層の活性化</p> <p>支部の事業運営や本部の動向について、毎月開催の評議会において定期的に報告させていただき、評議員の皆様のご意見を支部運営に反映させて、自主自立の運営を図る。</p> <p>(3) 地域の実情に応じた医療費適正化の総合的対策</p>

レセプト点検、ジェネリック医薬品の使用促進、現金給付の審査強化等の医療費適正化対策をさらに推進する。特に、現金給付については、協会けんぽに付与された事業主に対する調査権を積極的に活用し、審査強化を図る。また、「データヘルス計画」の確実な実施を図るとともに、医療費適正化のための総合的対策を県・市町村及び他の保険者等と連携し、立案・実施する。

(4) ジェネリック医薬品の更なる使用促進

ジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）の目標を全国平均1%以上とする。具体的には、ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担軽減効果額を通知するサービスの対象範囲の更なる拡大を図るほか、その使用促進効果を更に着実なものとするよう、年度内2回目通知を継続する。このほか、ジェネリック医薬品希望シールの配布を行うなど加入者等への適切な広報等を実施する。また、医療機関関係者、薬局関係者へ働きかけ、セミナー等を開催して地域における積極的な啓発活動を推進するなど、きめ細かな方策を進める。

(5) 地域医療への関与

策定された地域医療構想やその実施に向けて、加入者・事業主を代表する立場で関与し、他の保険者と連携しながら関係機関への働きかけや意見発信を行い、地域医療に貢献する。

(6) 加入者・事業主に響く広報の推進

①ホームページの充実

「申請書・届出書作成支援サービス」等の新機能を広報し、加入者・事業主の利便性が向上するようホームページを充実させる。

②メールマガジンの配信

メールマガジンをより多くの加入者・事業主の方々にお届けできるよう、各種広報を通じて、新規登録件数100件を目標とする。また、毎月初旬に定期的にメールマガジンを配信し、健康保険に関す

る疑問や保健師による健康づくり情報をお届けする。

③県・市町村や関係団体との連携による広報活動等の推進

保険料率や保健事業の広報について、市町村や関係団体との連携を図り、記事記載やポスター掲示にご協力いただくよう働きかけをし、より多くの加入者の方々に情報提供を実施する。また、地方自治体や中小企業関係団体、医療関係団体が行う健康セミナー等で支部の取り組みに合致するものに対して積極的に共同開催し、広く関係者に協会けんぽの存在感を示し、認知度を高める。

加えて、救急医療をはじめ地域の医療資源が公共性を有するものであり、また、有限であることについて、医療の受け手であり支え手でもある加入者の認識が高まるよう、広報に努める。

④各種郵送物への広報チラシの同封

納入告知書（日本年金機構で発送）に同封する広報チラシを活用し保健事業や医療費適正化など保険者機能を発揮した支部の取組みをタイムリーに情報を提供する。また、生活習慣予防健診や特定健診のご案内にも、加入者の受診動機付けにつながる広報チラシを同封して受診率の向上を図る。

⑤健康保険委員向け広報誌『協会けんぽちば』の発行

健康保険委員向け広報誌『協会けんぽちば』を年4回発行し、健康保険委員への情報提供を充実させる。

(7) 的確な財政運営

被用者保険のセーフティネットである協会けんぽの中期的な財政基盤強化のために、喫緊に講じなければならない方策について検討し、関係方面へ発信していく。

2. 健康保険給付等

(1) サービス向上のための取組

①加入者のご意見の分析

さらなるサービスの改善に結びつけるため、加入者等のご意見や苦情等について迅速かつ正確に把握、分析し、支部内の創意工夫を活かしたサービスの改善・向上に結び付けることにより、お客様満足度を向上させる。

②サービススタンダードの達成

傷病手当金等の現金給付の支給申請の受付から給付金の振込までの期間については、サービススタンダード（10営業日）を100%達成するため、事務処理状況を適切に管理し、正確かつ着実な支給を行う。

健康保険給付などの申請についてはホームページやチラシ等の各種広報を強化・充実させ、郵送による申請促進を行う。

任意継続被保険者保険料の口座振替と前納による納付やインターネットを活用した医療費の情報提供サービス利用促進に更に注力する。

③健康保険委員の委嘱の推進

健康保険委員の委嘱者数の目標を1,400名として拡大を図る。また、健康保険に関する広報・相談・各種事業の更なる推進を図る。

(2) 限度額適用認定証の利用促進及び高額療養費制度の周知

①限度額適用認定証の利用促進

限度額適用認定証の利用により加入者の医療費負担が軽減されるため、事業主に対するチラシやリーフレットによる広報を実施するとともに、医療機関の窓口に限度額適用認定申請書を配置し、さらなる利用促進を図る。

②高額療養費制度の周知

高額療養費の未申請者に対して、あらかじめ申請内容を印字した高額療養費支給申請書を送付（ターンアラウンド）し、支給申請手続きを勧奨する。

(3) 窓口サービスの展開

効率的かつ効果的な窓口サービスを展開するため、各種申請等の受付や相談等の窓口については、窓口業務担当者向けの受付フローチャートを作成配布することにより知識の向上を図り、正確で迅速な窓口サービスを展開する。また、加入者本位の理念を引き続き徹底して、窓口対応における親切丁寧な接遇を推進する。

なお、年金事務所窓口の見直しに当たっては、サービスの低下とならないように配慮する。

(4) 被扶養者資格の再確認

被扶養者資格の再確認については、高齢者医療費に係る拠出金等の適正化および被扶養者に該当しない者による無資格受診の防止を図ることが目的であり、引き続き当該事業の重要性をより分かり易く、周知広報した上での確に実施する。

(5) 傷病手当金・出産手当金、柔道整復施術療養費、海外療養費等に係る適正な給付業務の推進

①傷病手当金・出産手当金

保険給付の適正化のため、傷病手当金・出産手当金の申請のうち標準報酬月額が83万円以上である申請や、資格取得直後（3カ月以内）に申請されたものについての審査を強化する。

審査で疑義が生じたものは、保険給付適正化プロジェクトチーム会議において支給の適否を判断するとともに、必要に応じ事業主への立入検査を実施する等、不正請求を防止する。

審査医師を活用し、担当医師照会、日常生活状況照会を通して審査の強化を行う。

②柔道整復療養費の照会業務の強化

柔整審査委員会における審査委員に整形外科医を2名委嘱し審査委員会において厳格な審査をし、給付の適正化を促進する。

多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月に15日以上）の申請について加入者に対する文書照会を強化するとともに、明らかに不自然な請求については、柔道審査会や厚生局に情報提供する。なお、照会時にパンフレットを同封し柔道整復施術受診についての正しい知識を普及させるための広報を行い、適正受診の促進を図る。

③海外療養費

海外療養費の不正請求を防止するため、申請書に添付された診療明細の精査や、必要に応じて療養を受けたとされる海外の医療機関等に対する文書照会等を実施し、更に審査を強化する。

（6）効果的なレセプト点検の推進

医療費の適正化を図るために資格・外傷・内容点検の各点検を実施する。内容点検については、レセプト点検効果向上計画に基づきレセプト点検を確実に実施し、下記の効果額目標の達成を目指す。

【達成目標】

全国平均を下回る場合は全国平均以上を、全国平均を上回る場合は前年度の効果額以上を目標とし達成を目指す

《具体的な取り組み》

- ①自動点検マスタのメンテナンスを定期的実施し精度を上げて点検業務の効率化を図る。
- ②点検員のスキルアップのために、毎月2回の支部内の勉強会や外部講師等による点検研修を実施する。
- ③全国の査定事例を収集し、自支部内の点検業務に活用する。
- ④支払基金との協議を前年度同様に毎月実施し、疑義事例の解消に努める。
- ⑤支部内の内容点検を充実させること、業者のノウハウを活用して点検員のスキルを向上させること等を目的として内容点検の一部外部委託を実施する。

（7）無資格受診等による債権の発生防止のための広報および保険証の回収強化

- ①納入告知書に同封する広報チラシ等により、保険証の早期回収の重要性について事業所担当者へ周知する。
- ②資格喪失後受診の防止を周知するチラシを作成して特定健診受診券送付時に同封し、退職後は保険証を使用できないことについて啓発を図る。
- ③未回収者リストにより、催告状送付・被保険者（必要に応じて事業所）への電話勧奨及び訪問を実施し、早期回収に努める。
- ④日本年金機構で実施する一次催告（ハガキ）を封書に変更して実施し、支部作成のチラシと返信用封筒を同封することで保険証の早期回収を図る。

（８）積極的な債権管理回収業務の推進

- ①前年度を上回る回収率を目標として、文書催告・電話勧奨・訪問勧奨等を確実に実施し、早期回収を図る。
- ②法的手続き（支払催促等）を積極的に推進する。
- ③弁護士と契約を結び、弁護士名での納付催告等を実施する。
- ④資格喪失後受診による返納金債権については、国保保険者との保険者間調整のスキームを積極的に活用し回収に努める。
- ⑤交通事故等が原因による損害賠償金債権については、損害保険会社等に対して早期に折衝を図り、より確実な回収を図る。

3. 保健事業

(1) 保健事業の総合的かつ効果的な推進

- ①データヘルス計画の2年目として、PDCAサイクルを回しながら計画した各種事業を着実に実施していく。
- ②事業所や業種、地域等のデータ分析結果に基づいて、自治体、他の保険者等の関係団体と連携し、健康づくりや生活習慣改善に向けた事業を効果的に展開していく。
- ③「健康宣言」を行った事業所の主体的な取り組みを促す保健事業を展開していく。

(2) 健診の推進

<被保険者の健診>

①受診しやすい環境整備の取組

- ・新規生活習慣病予防健診実施機関の拡充
 - ・健診機関の少ない地域における検診車の有効活用

②生活習慣病予防健診実施機関との連絡調整

- ・目標健診実施数を達成できるよう進捗管理を実施

③年度途中での新規加入者や未受診者に、DMによる受診勧奨を実施

④事業者健診データ取得向上

- ・受診勧奨業務委託の実施
(社会保険労務士会、外部委託業者等)
- ・商工会議所・商工会等の関係団体、健診機関との連携

⑤受診率の低い業種への、生活習慣病予防健診受診勧奨や事業者健診データ提供依頼を実施

<被扶養者>

①受診券を被保険者の住所へ直接送付

②集団健診の実施地区に在住する被扶養者に対して、集団健診DM送付

③集団健診の実施がない地区における環境整備の取組

- ・オプション健診を追加した協会けんぽ主催の集団健診の実施
- ・市町村が実施する特定健診やがん検診との同時実施

ア) 被保険者 (40歳以上)

(受診対象者 : 292,551人)

・生活習慣病予防健診 実施率 : 60.8%

(実施見込者数 : 177,848人)

・事業者健診データ 取得率 : 6.2%

(取得見込者数 : 18,000人)

【合計】被保険者健診受診率 実施率 : 66.9%

(実施見込者数 : 195,848人)

イ) 被扶養者 (40歳以上)

(受診対象者数 : 91,721人)

・特定健康診査 実施率 : 21.7%

(実施見込者数 : 19,915人)

【合計 (被保険者・被扶養者)】

・健診実施対象者数 : 384,272人

実施率 56.1%

(実施見込者数 : 215,763人)

(3) 保健指導の推進

<被保険者>

①関係機関へ働きかけ契約保健師等のマンパワー確保

②保健指導の外部委託実施機関の拡充

③事業所訪問による保健指導の勧奨

・事業所毎の健康情報を作成し、事業所の保健指導の受診意識を高めるような働きかけを実施

④特定保健指導時に測定機器を使用した健康測定を行い、対象者の健康管理意識を高める。

<被扶養者>

①協会けんぽが主体で行う特定保健指導の実施。その際、測定機器を使用した健康測定を行い、対象者の健康管理意識を高める。

②健診と特定保健指導をセットで委託する、協会けんぽの個別健診保健指導の実施

ア) 被保険者 (実施対象者数 : 41,716人)

・ 特定保健指導実施率 : 15.0%

(実施見込者数 : 6,249人)

(内訳)

協会保健師実施分 : 8.1%

(実施見込者数 : 3,363人)

アウトソーシング分 : 6.9%

(実施見込者数 : 2,886人)

イ) 被扶養者 (実施対象者数 : 2,031人)

・ 特定保健指導実施率 : 4.9%

(実施見込者数 : 100人)

【合計】 * 特定保健指導実施対象者数 : 43,747人

実施率 14.5%

(実施見込者数 6,349人)

(4) 各種業務の展開

①データヘルス計画の一環として禁煙プロジェクトを継続して実施し、受動喫煙防止・個人の禁煙・事業所の取組等について啓発していく。また、事業所単位で様々な禁煙支援を実施し、事業所の喫煙環境

の改善、個人の禁煙につながる支援を行っていく。

②加入者の QOL 向上や医療費適正化のため、糖尿病性腎症で人工透析導入の可能性の高い加入者や糖尿病やその予備軍に対する支援を行う。

③事業所及び加入者に対して、インターネットを利用した健康情報提供サービスを活用し、健康意識の醸成を図る。

④健診結果で要治療域と判定されながら治療を受けていない者や慢性腎不全（CKD）の疑いのある者に対し医療機関の受診勧奨を行う。

⑤重症の方へは本部からの一次勧奨後に支部からの二次勧奨を行い、重症化予防を図る。

⑥関係団体と連携し、事業所・加入者の生活習慣改善の普及啓発活動を行う。その結果、事業所が「健康宣言」を行い主体的に健康づくりに取り組むよう支援していく。

⑦食育について、保健指導時等を活用し事業所や加入者に啓発を行う。

4. 組織運営及び業務改革

(1) 組織や人事制度の適切な運営と改革

- ①支部内の部門間連携を密にするとともに、必要に応じて組織体制を見直し、組織運営体制を強化する。
- ②協会の理念の実現に向けて、組織目標を達成するための個人目標を設定し、日々の業務遂行を通じて目標達成できる仕組みとした新人事評価制度を適切に運用することにより、実績や能力本位の人事を推進する。
- ③加入者本位、主体性と実効性の重視、自由闊達な気風と創意工夫に富んだ組織風土の更なる定着に向けて、協会のミッションや目標を徹底し、職員全体で共有化していく。

(2) 人材育成の推進

- ①「OJT研修」「自己啓発」を効果的に組み合わせた新たな人材育成制度の定着を図る。
- ②職員一人ひとりが「人を育てる」という意識を持ち、日々の業務を通じて職員の育成に関わるという組織風土を醸成する。
- ③本部が実施する研修に積極的に参加し、研修後は支部内において伝達研修を実施し、研修内容の共有を図る。また、定例の進捗会議を通じて職員間の情報共有及び担当者の説明力の向上を図る。

(3) 業務改革の推進

- ①業務改革会議等を通じて、より良いサービスの標準化を目指す。また、支部の業務サービス向上委員会において、お客様満足度向上及び効果的・効率的な事業の検討を行う。
- ②定型的な業務や繁忙期業務についてはアウトソーシングを推進し、企画立案業務等の重点化を進める。

(4) 経費の節減等の徹底

- ①職員のコスト意識を高め、競争入札や適切な在庫管理等を徹底して経費を節減する。
- ②調達や執行については、調達審査委員会のもと、これらを適切に管理するとともに、ホームページ

により調達結果を公表し透明性を確保する。

(5) 事故防止の徹底

コンプライアンスを徹底させるために、職員全体を対象とした研修を実施する。また、個人情報保護や情報セキュリティについては、各種規程の遵守やアクセス権限、パスワードの適切な管理を月に1度点検し、徹底する。